

# 下水道使用料を改定

——維持管理費相当分を54年度から——

下水道使用料は、昭和49年10月に従来の水道料金比例制を廃止し下水道の性格に適合する料金体系とし、逓増従量制の料金体系として一般家庭の負担増を低減しました。又維持管理費が、使用料によりまかなわれるよう、この3点を柱に使用料単価を決定してきましたが、処理場施設改善整備、下水

道管修繕、清掃などの維持管理費は、物価上昇とともに年々増加し維持管理費に対する使用料の割合が昭和53年度見込で約56%に低下し、財政を圧迫する結果になりました。

国の諮問機関である下水道財政研究委員会の提言でも、使用料によってまかなわれるべき経費は、

汚水を処理するための維持管理費とすることが適当であると報告されています。

そこで、下水道施設を円滑に維持管理するためと、負担公平のためまえから、適正な使用料に54年度から改定することになりました。

## 改定料金の適用

①昭和54年3月下旬から5月下旬までの2ヵ月間（4月分5月分という）に使用した汚水量の料金を計算して6月に納めていただくA地域

②2月下旬から4月下旬までの2ヵ月間（3月分4月分という）に使用した汚水量の料金を計算して5月に納めていただくB地域があります。

そこで両地域間の公平をはかるため①の地域は2ヵ月分とも新料金で計算し、②の地域は3月分は現行料金で計算し4月分については、新料金で計算したものを合計してご通知いたします。



## 西部浄化センターの 工事急ピッチ

昭和48年から市内新浜に建設中の西部浄化センター（下水道終末処理場）は、昭和55年4月供用開始を目指して急ピッチで工事がすすめられています。

この富士処理区は第1期工事として、下水道管布設費90億7500万円、処理場建設費81億円合計171億7500万円を投資して、富士地区の住民49,500人分の汚水を処理するものです。

### 改定料金表

項目	区分	金額
基本料金	排除汚水量 10立方メートル以下	300円
従量料金 (排除汚水量1m <sup>3</sup> につき)	10立方メートルを超え50立方メートルまで	30円
	50立方メートルを超え100立方メートルまで	35円
	100立方メートルを超える分	40円

### 水洗便所の改造資金をあっ旋

20万円を無利子で

問合せは 市下水道課 ☎ 51-0123 内線 384